

～裁判なんて簡単だ！～

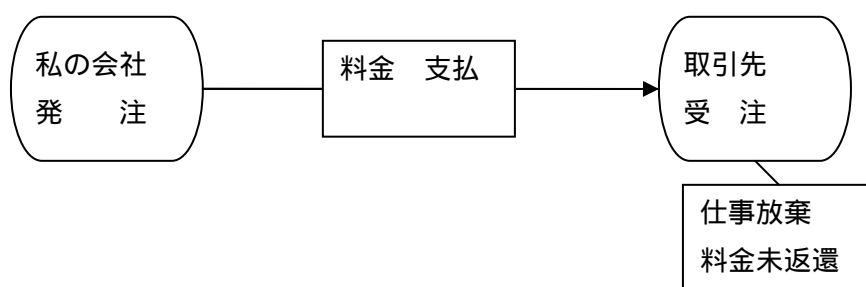
これからお話しをさせて頂く内容は私自身の体験を元にも書いています。

これから慰謝料の請求をしよう…このようにお考えになっている方にほんの少しでも勇気を持っていただければいいなと思っています。

今から2年ほど前、私はある会社と取引を開始しました。

どんな取引なのか？というのは相手を特定してしまう恐れがあるので、残念ながら記載できませんので、内容だけで勘弁してくださいね。

私は、ある業務を委託していたのですが、その業務が契約期間途中で遂行してもらえなくなり、業務の改善を要求したにも関わらず、先方が契約の内容を一方的に別の解釈にして対抗してきたため「債務不履行」で裁判を起こしたのです。



私自身の問題点

こんなに疑い深い私でもミスを犯しました。当時、取引相手とは顔見知りであったので、契約書を交わしませんでした。「何と、バカな……」

かんたんに言うと、こちらの言い分は「お金を払っているんだから、頼んだ分の仕事をやってくれ！もしも、仕事をやらないんだったら、やれなかった分のお金を返せ！」

先方の言い分は、「(自分のところは、)成功報酬で請負うという約束はしていない。頼んだ期間の労働に対して料金は発生している。」

- * こういう問題は、探偵社とお客様の間にも良く起きるトラブルの1つですが、探偵社の場合はあくまでも、依頼された日数や時間で契約をしていますね。私の場合は、相手と1ヶ月にいくらくを件行うという契約をしていました。

このような状態・・・つまり、圧倒的に不利な状態に私は陥ってしまったのです。

さあ、どうする？

私が行ったこと

皆さんにもお勧めしているように、まず最初に私も先方と話しをしました。できれば、裁判ではなくて示談で解決したいなと思ったからです。

残念ながら、先方との話し合いは決裂！しかも、先方は、私が何を言っても「文章を送って来い。」の一点張りになってしまいました。(きっと誰かの入れ知恵があったのでしょう。。。)

- * こういうシーンは、慰謝料請求を行うときにも良くみられます。正当な要求をしているにも関わらず、相手方が**あたかも違法な要求を受けているように言って反撃**してきます。こういうときは、もしかしたら自分の方が間違っているのではないかと不安になりますが、そんな事はありません。落ち着いて対処しましょう！
- * 「文章を送って来い！」と言われたら、感情的にならずに文章を内容証明で送りましょう。行政書士や弁護士に依頼して内容証明を書いてもらうこともできますが、私は自分の言葉で書いたほうが良いと思っています。書き方が分からない方は、書店で1冊くらい内容証明に関する本を買ってきて**真似して書けばOK!**たいていの本には、慰謝料請求のサンプルが記載されています。

私は、セオリー通り[内容証明郵便]を使って先方に自分の要求を通知しました。まず、1通目は、「残っている件数について、仕事をやり遂げてください」と言うものです。1週間回答を待ちましたが、相手からは何の返事でもありませんでした。
- * 内容証明を送るときは、相手に回答を内容証明で送り返してくるように要求します。猶予は1週間くらいで結構です。
- * 内容証明を送って、まともに返事が来ることは『ほとんど無い』と思ってマチガイありません。内容証明は、自分の為に送る物と割り切りましょう！

仕方が無いので、第2通目として「頼んだ仕事をやらないのであれば、支払ったお金のうちの未完了の分について返金をしてください」という要求を内容証明で出しました。
- * いきなり金銭の返金を要求しても構いません。私の場合は、仕事の残りを完了してくれれば別に良かったので上記のように2段階に分けて要求を送っているのです。
- * ここでも大抵の場合は、返事はありません。
- * もしも返事があれば、内容証明を使ってご自身でも返事をします。このあたりは、非常に面倒ですが後から裁判を起こすときには非常に大切な資料になるので我慢して内容証明を送りましょう。

こちらにも1週間の猶予期間をつけましたが、相手からは振込みも無ければ返事でもありません。

裁判の準備

ここまでが私の巻き込まれた債務不履行事件の概要になります。

読めば、よくある話ですよ。

私も人間だということです。皆さんに法律を理解しましょう、慎重に挑めばいいんです、などと偉そうなことを言っている割には、ものすごいミスを犯しました。

契約書を記載しなかったんですからね～油断していたとしか言いようがありません。

ただ、これは覚えておいて欲しいのですが、日本の民法の場合は、契約書が無くても口頭で契約は成立します。

つまり、裁判をやるなら「契約書は無かったけど、毎月 万円支払えば、 について 件の成果をあげます。」という約束事があったと証明できれば良い訳です。

例えば、浮気相手と示談交渉をしている際に、

「浮気をした事実を認め、慰謝料を金100万円支払います」

と浮気相手が言ったとしたら、既に口頭でこの示談は成立しているのです！

口約束は信用できないと言いますが、それは支払ってくれるかどうか問題であって、法的に契約をしていなかった事になってしまうという意味では無いのです。

さて、そのように法的な話しは別問題として、口約束が信用できないという周知の事実に変更しようがありません。

そのためには、確かに契約が存在していたという「**証拠**」が必要になります。

前述の通り、内容証明を送っていますから私の主張は証拠として残っています。相手が返事を出してきていませんから、この点について相手が争う気があれば、そんな約束をしていないと裁判で言ってくるでしょうが、まあ気にしなくともいいでしょう。

民事の裁判においては、自分の言い分をどれだけ言っても構いません。

裁判官がどこまで採用してくれるのかどうかは別として、資料になるものはたくさんあればいいのです。

特に契約関係は、「言った、言わない」の世界です。

「言った」とか、「言わなかった」という資料になるものなら何でも構いません。

しかしながら、私には材料がとても少ないわけです。

まさかこんなトラブルになると思ってみませんでしたので、残っている書類も少なく、さらに会話の録音などもしていませんでした。

トホト。。。それでも探偵かっ！

おっしやる通り大反省しました。

私は、次に証人を探しました。

実は、この相手から「別の取引先を紹介して欲しい。」と以前に言われていて、同業者を紹介したことがあったのです。

このときに、確かに「小西さんところでは　　の条件で取引しているので、おたくもどうですか？」と話しているのを私が聞いています。

同業者の人に事情を話して、こちらにも内容証明で「事実の確認をしてください」というお願いをするとともに、返事をくれるように依頼しました。

幸い、この同業者が相手に対して憤りを感じてくれて「以前、そのような事実があった」という返事をくれました。

これは、私にとってはありがたい助け船でした。

つまり、誰かが契約内容を後から証明してくれるのであれば、それも証拠になるということです。

私が、『浮気相手と示談をする場合には、必ず第三者を立ちあわせるようにしてください』と言うのもその為です。

第三者とは、友達だろうが親だろうが誰だって構いません。

法的には、当事者でない限り「他人」なのです。

その後、相手とのやりとりをした電子メールや、その他の書類についてパソコンの中身を整理して全部印刷をしました。

ここまでやれたら、裁判所に提出する証拠をそろえる作業は終了です。

- * 皆さんの場合には、弊社のような探偵社の報告書、それから、自分のつけていた日記などを基にして、年 月くらいから交際が始まったとか、月 日、月 日は外泊したという事実を箇条書きにしておく就非常に楽です。
- * もしも、配偶者から携帯電話などで送られてきたメールがある場合は、いったん自分のパソコンに転送して印刷してしまいましょう。

(例)

月 日 時

今日は、会議で遅くなるので、先に寝てください。

(この日は、外泊して帰ってこなかったとか、終電で帰宅した、調査会社に依頼したら女性と会っていたなど分かっている事実との差を発見し、日常的に嘘をつかれていたということを証明します。)

裁判所訪問第1回目

私の場合は、金額が140万円以下でしたので簡易裁判所に行きました。

140万を超えている場合は、地方裁判所に行きます。

簡易裁判所には、相談室というところがあります。

相談室には、相談カードというA4の紙が置いてあるので、それに簡単な内容を記載して窓口に行けばいいです。

この用紙を記載するのに1分もかかりません。

まるで、銀行の振込み窓口みたいなものです。

順番が来れば、相談員が話を聞いてくれます。

裁判以外の解決策

実は、裁判所は裁判だけをやっているところではありません。

私の場合でも相手との話し合いをする「**調停**」相手に支払いだけを要求する「**支払督促**」と言うやり方もありました。

ここで迷ったのは、支払督促にするか、裁判にするか？です。

もともと話し合いの余地は無さそうだったので調停は念頭にありませんでした。

支払督促の場合は、相手が一定の期間不服申し立てをしなければ裁判で勝ったのと同じ効果を生みます。

これは魅力的です。

しかし、相手から不服申し立てがあったら、結局は裁判をしなければならないので、時間をロスする可能性も多々ありますし、費用も余分にかかってしまいます。

その場では決断できそうも無かったので、一旦「裁判を起こす場合」「支払督促をする場合」に両方に必要な書類をもらって帰ることにしました。

裁判所訪問第2回目

私は、かなり迷いましたが「裁判」を選択することにしました。

ここからが、皆さん一番興味があるところでしょうか？

まず、簡易裁判所で裁判を起こす場合ですが、裁判所に備え付けの用紙を相談室でもらいます。

訴状

当事者の表示

請求の趣旨

請求の趣旨の詳細を記載する用紙

この4種類の書類をもらって、相談室でえっちらおっちら鉛筆で記載します。

書きあがれば、相談室の人に書類を点検してもらえます。

鉛筆で記載するのは、誤字脱字などのチェックを相談員の方がしてくれて、目の前で訂正をしてくれるからだと思います。

実際に私の場合も下書きを持っていきましたが、相談員の人から数箇所訂正を受けました。

* 書類の中身について相談をすることはできませんので、ご注意ください。たとえば、これで裁判に勝てますか？と聞いても答えてくれません。

さて、私は鉛筆でしこしこ書くのが面倒だったので書類をもらって一旦帰ることにしました。

相談室の人は、「簡単に書けばいいですから」と言ってくれたのですが、もちろん簡単に書く気などありません。

理路整然と、詳細に書いて裁判官を納得させる文章を書きたかったからです。

いったん帰ってから、ネットで「訴状」で調べてみました。

そうしますと、いろいろな訴状が公開されているではありませんか！

私は、その訴状を片っ端から読みまくって、まず訴状に慣れるようにしました。

さすがに弁護士さんの書いた訴状は立派なものが多いです。

ただ、どんな訴状でもある一定のルールというか、書き方があるんだな～という事は分かりました。

訴状の書き方

ステップを決めて書く

1. 原告について
2. 原告と被告の関係について
3. 事件の背景
4. 事件の現状
5. 損害の算定

この法則に従って記載すれば、訴状は簡単に書き上げることができます。GGJJSの法則(TM)

Genkoku Genkoku との関係 Jiken の背景 Jiken の現状 Songai の算定

の頭文字をとっています。

SAMPLE

* 注意

サンプルの通りに書くのではなく、自分の言葉で書くようにしましょう。もしも、自分で書くのが面倒な場合は、弁護士に訴状の記載を依頼することもできます。

訴状

【事件名】

損害賠償請求事件

平成 年 月 日

原告

東京簡易裁判所御中

訴額 円

手数料 9000円

被告は、原告に対し、金 円及びこれに対する本訴状送達の日から完済に至るまで年5分の割合による金員の支払いをせよ。

訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

紛争の要点

1. 原告について

原告は、平成 年 月 日に夫 と結婚した。

原告は、結婚に伴い家事に専念することとし夫 の収入で生計を立てていた。

2. 原告と被告について

原告の夫 は、平成 年 月頃より帰宅が遅くなった。

原告が、夫 に対して帰宅時間が遅くなった理由を問いただしたところ、仕事上の付き合いがあつて帰宅が遅くなっていると説明された。

その後、一時期は上記の帰宅時間が深夜に及ぶようなことは無かったが、平成 年 月ごろより再び深夜に帰宅するようになり、夫 に対して、異性と交際をしているのではないかと疑いを持った。

夫には、再三に渡って早く帰宅するように申し入れを行ってきたが、平成 年 月 日にはついに外泊をし、その後平成 年 月までに判明しているだけで 回の外泊をした。

原告は、夫 が異性と交際しているとの疑念を捨てきれないでいたため、興信所の株式会社プライベートアイへ調査を依頼した。

同社には、平成 年 月 日より 日間に渡って夫 の行動を追跡し、調査を依頼したところ東京都 区 に在住している被告と交際している事実が判明した。

なお、平成 年 月 日の調査においては、夫 と被告は東京都 区 に所在するラブホテル に宿泊しており、両名が肉体関係を持っていることは容易に想像ができるものである。

さらに、平成 年 月 日の調査においても、夫 と被告は、東京都 区 に所在するラブホテル に 時間滞在していた事実がある。

依って、夫と被告は不倫の関係にあると認められる。

甲第1号証

* 調査報告書のコピーを甲第1号証として添付します。

3. 事件の背景

原告は、上記の事実が判明してから夫 に対して被告 との交際をやめるように申し入れをした。

しかしながら、夫 は被告との交際をやめようとせず、家計に影響を与えるほどの交際費を使うようになった。

やむなく原告は、被告に対して内容証明郵便を送付し交際の中止を申し入れた。

甲第2号証

* 内容証明のコピーを甲第2号証として添付します。

上記内容証明が平成 年 月 日に被告に対して到達した。

甲第2号 - 1証

* 内容証明が到達したというハガキのコピーを甲証第2号 - 2として添付します。

上記の内容証明を送付した後、10日に渡って返答を待ったが被告より何ら連絡は無かった。

原告は、再度内容証明郵便で被告が夫 と交際を中止するように要求をした。

甲第3号証

上記内容証明が平成 年 月 日に被告に対して到達した。

甲第3号 - 1証

* 内容証明が到達したというハガキのコピーを甲証第2号 - 2として添付します。

* 内容証明を使用せずに、直接被告と話し合いをしたなどの場合は、話し合いの様子の中で特に証拠として重要な場面を箇条書きにして記載すれば良いでしょう。

4. 事件の現状

上記の通り、原告は被告に対して不倫の交際を中止するように要求を行ったが、被告は何ら回答を寄越さず、本件に対して誠実に向き合う様子が見受けられなかったため、被告が夫 と交際を中止する気持ちがまったく無いものと判断せざるを得なかった。

原告は、被告に対して慰謝料請求を行うために平成 年 月 日内容証明郵便を送付した。

甲第4号証拠

上記内容証明が平成 年 月 日に被告に対して到達した。

甲第4号 - 1証

上記の内容証明郵便送達の日より 週にわたって被告からの連絡を待ったが、被告からは何ら連絡は無かった。

やむなく、原告は被告に対して裁判を提起するものである。

5 損害の算定

原告と、夫 は本事件を原因として離婚することとなった。

被告と、夫 の交際は前記のとおり 年に渡っており妻の権利を侵害してきたことは明らかである。

さらに、再三に渡って本件を話し合いによる解決を希望してきた原告に対し何ら回答を寄越さないなど明らかに解決に向けた誠実さに欠ける被告の態度に大変な精神的苦痛を受けた。

よって、原告は被告に対し精神的損害の賠償として金 円を支払うよう要求するものである。

ここまでの書類が出来上がったら、再度裁判所に持参すれば受付番号という物がもらえます。

自分用、被告用、裁判所用と3組用意します。(コピーで構いません)

手数料や、切手代などは相談室でいくら教えてもらえますし、裁判所の中に切手や印紙を売っているお店があるので、事前に用意していく必要はありません。

訴状の提出そのものも、相談員さんが教えてくれますので迷うということはずないと言えます。

訴状を提出したら、数日後に電話で「裁判の日を決めましょう」と言う風に係りの人から言われます。

まず、自分に問題の無い日ならOKを出せば、あとは当日裁判所に行くだけです。

どうでしょうか？

私が行ったことをまとめてみますと・・・

内容証明送付

裁判所で必要書類をもらう

裁判所に書類提出

たったのこれだけです。費用は2万円ほどでした。

裁判と言うと費用がかかり、わかりにくい、というイメージがありますが、そんなことはありません。

まあ、相手が素直にこちらの言い分を認めるか、認めないか、という問題はありますが、そんなことを気にして何も始めないよりは、何かのアクションを起こして行った方が精神的には非常にいいのだなと改めて気がつきました。

今だから言えるのですが、裁判にしようか、どうしようか・・・3ヶ月くらい考えた末の結論だったのです。

もちろん、こんな業界にいるわけですから、弁護士さんの知り合いだっただくさんいます。頼んでしまえば、自分はずっと楽だったかもしれませんが、とてもいい勉強になりました。

皆さんも、前にも後ろにも進めない・・・そんなときがあると思います。

ぜひ、後ずさりせずに前に向かう勇気を持っていただきたいものです。

この文章は、著作権により保護されています。無断でコピー、転載することは固くお断りいたします。

(C)株式会社プライベートアイ 2006.12.23